

議案第9号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

議案書27P～30P

1. 条例改正の目的

地方自治法の改正等により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされたため、関係条例の整備を行うもの

2. 条例改正の主な内容

会計年度任用職員への勤勉手当支給の根拠規定新設等とともに、所要の文言修正を行うもの
(勤勉手当の支給月数については、常勤職員と同様、1.025月)

【参考】年間影響額（概算）

133,966千円

3. 施行期日

令和6年4月1日

4. 改正する条例

- ①交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ②交野市職員の育児休業等に関する条例
- ③企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

議案の
件名

議案第9号
交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他
()

〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本件各条例は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの等である。		府下他市町村においても概ね同様の条例整備を実施済み又は実施予定である。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
地方自治法の改正等により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされたため、関係条例の整備を行う必要がある。		会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給による年間影響額（概算） 133,966千円			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和5年5月8日、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が公布され、令和6年4月1日から、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるものとされた。また、これに伴い、令和5年6月、総務省発出の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」が改正され、フルタイム会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給すべきものとされた。これらのことを受け、その後に総務省から発出された技術的助言等の内容も踏まえ、条例整備作業を進めた。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間			
		〈政策等の実施時期〉		令和6年4月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無（新旧対照表等）	

第1条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第27条）</p> <p>第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）</p> <p>第5章 雑則（<u>第29条の2</u>—第32条）</p> <p>附則</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当をいう。</u></u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項及び次項において</u>これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上の者に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属す</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第27条）</p> <p>第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）</p> <p>第5章 雑則（<u>第30条</u>—第32条）</p> <p>附則</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び<u>期末手当_____をいう。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下_____これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上の者に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属す</p>

新	旧
<p>る月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>第1項の</u> 任期が6か月以上の者とみなす。</p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、<u>第1項の</u> 任期が6か月以上の者とみなす。</p> <p>5・6 （略）</p> <p><u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第14条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上の者に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会</u></p>	<p>る月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>第1項に規定する</u>任期が6か月以上の者とみなす。</p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、<u>第1項に規定する</u>任期が6か月以上の者とみなす。</p> <p>5・6 （略）</p>

新	旧
<p>計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても同様とする。</p> <p><u>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前条第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p><u>4 勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例の例による。</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第24条 第14条の規定は、_____パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、第14条第2項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第24条 第14条の規定は、<u>任期が6か月以上の</u>パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、第14条第2項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第24条の2 第14条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(勤勉手当の総額)</u></p> <p><u>第29条の2 任命権者がその者に所属する第14条の2第1項（第24条の2において準用する場合を含む。）に規定する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の第14条の2第2項（第24条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p>	

第2条 交野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）第20条第1項又は<u>交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号。以下この条及び第12条第1項において「会計年度任用職員給与等条例」という。）第14条第1項（会計年度任用職員給与等条例第24条において準用する場合を含む。）</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>給与条例第21条第1項又は会計年度任用職員給与等条例第14条の2第1項（会計年度任用職員給与等条例第24条の2において準用する場合を含む。）</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要が</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）第20条第1項_____</p> <p>_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項_____</p> <p>_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（_____会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要が</p>

新	旧
<p>あると認められるときは、その育児休業の期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第12条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条第1項、<u>会計年度任用職員給与等条例</u></p> <hr/> <p><u>第17条</u>又は会計年度任用職員給与等条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条（会計年度任用職員給与等条例第16条において準用する場合を含む。）又は会計年度任用職員給与等条例第26条第1号若しくは第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>減額すべき</u>給与額又は報酬額の計算については、給与条例第15条の2の規定を準用する。</p>	<p>あると認められるときは、その育児休業の期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第12条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条第1項、<u>交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号。以下この条において「会計年度任用職員給与等条例」という。）</u>第17条又は会計年度任用職員給与等条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条（会計年度任用職員給与等条例第16条において準用する場合を含む。）又は会計年度任用職員給与等条例第26条第1号若しくは第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して支給する。</p> <p>2 前項の規定により、<u>減額すべき</u>給与額又は報酬額の計算については、給与条例第15条の2の規定を準用する。</p>

第3条 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和43年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(給与の基準等)</p> <p>第3条 給与の基準は、当分の間、<u>次の各号</u>に掲げる条例によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 旅費の基準は、当分の間、<u>交野市職員旅費条例</u>（昭和30年条例第21号）によるものとする。</p> <p>3 <u>企業職員の厚生は、当分の間、交野市職員の厚生制度に関する条例</u>（平成21年条例第1号）によるものとする。</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として<u>任用される企業職員</u>（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として<u>任用される企業職員</u> 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として<u>任用される企業職員</u> 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、特殊勤務手当及び退職手当</p>	<p>(給与の基準等)</p> <p>第3条 給与の基準は、当分の間<u>次の各号</u>に掲げる条例によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 旅費の基準は、当分の間<u>交野市職員旅費条例</u>（昭和30年条例第21号）によるものとする。</p> <p>3 <u>職員の厚生は</u>、当分の間<u>交野市職員の厚生制度に関する条例</u>（平成21年条例第1号）によるものとする。</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として<u>任用される職員</u>（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として<u>任用される職員</u> 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当_____及び特殊勤務手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として<u>任用される職員</u> 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____、特殊勤務手当及び退職手当</p>

新	旧
2 (略)	2 (略)